

○開設者および管理者

開設者：医療法人和幸会 理事長 栗岡 隆顕

管理者：院長 栗岡 政典

○標榜診療科目

精神科・心療内科・内科

○診療時間

		月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:00	精神科 心療内科	○	○	○	○	○	○	×
	内科	×	○	○	○	×	○	×

○休診日

日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）

○保健医療機関

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準による看護を行っている**保険医療機関**です。

○入院に関する事項

療養病棟入院基本料1（南1階病棟：48床）
入院患者さん20人に対して1人以上の看護職員と、1人以上の看護補助者を配置しています。
精神病棟入院料1（南2階病棟：51床 / 南3階病棟：48床）
入院患者さん15人に対して、1人以上の看護職員を配置しています。
精神療養病棟入院料（東病棟：56床 / 西病棟：50床）
入院患者さん15人に対して、1人以上の看護職員を配置しています。

※時間帯、休日などで配置が異なります。詳しくは、各病棟の掲示をご覧ください。

○入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準について

入院の際に、医師・看護師・薬剤師等の多職種が共同して入院診療計画を策定し、原則として入院より7日以内に文書にてお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染対策、医療安全体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしています。

○入院時食事療養（I）

療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（朝食：8時、昼食：正午、夕食：18時以降）適温で提供しております。入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。

・入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

精神病床入院患者	1食 260円
一般（住民税課税）	1食 510円
一般（住民税課税）・指定難病患者・小児慢性特定疾病患者	1食 300円
住民税非課税 過去12ヶ月の入院日数90日以下	1食 240円
住民税非課税 過去12ヶ月の入院日数91日以上	1食 190円
住民税非課税で一定所得以下	1食 110円

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、ご提示ください。

○各種指定

- ・ 保険医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 指定自立支援医療機関、指定自立支援医療機関（精神通院医療）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律第 14 条第 1 項の規定による指定医療機関
- ・ 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修協力病院

○届出済の施設基準

【基本診療料】

療養病棟入院基本料 1	精神病棟入院基本料
精神療養病棟入院料	診療録管理体制加算 1
看護配置加算	看護補助加算 2
療養環境加算	療養病棟療養環境加算
精神科身体合併症管理加算	感染対策向上加算 3
データ提出加算 1 および 3	医療 DX 推進体制整備加算
後発医薬品使用体制加算 1	

【特掲診療料】

検査画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	脳血管疾患リハビリテーション科（Ⅲ）
運動器リハビリテーション科（Ⅱ）	精神科作業療法
精神科ショート・ケア「大規模なもの」	精神科デイ・ケア「大規模なもの」
医療保護入院等診察料	こころの連携指導料Ⅱ
検体検査管理加算（Ⅰ）	CT 撮影および MRI 撮影
入院ベースアップ評価料 19	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

○明細書の発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方も含め、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合やその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にお申し出ください。

○個人情報保護への取り組み

個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理しております。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、職員研修などを通じて適切な個人情報保護に努めています。

○その他

- ・ 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として下記の事に取り組んでおります。
 - 外来縮小の取組み、医師と医療関係職種における役割分担に対する取組み、医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組み、医師の負担軽減に対する取組み、看護職員の負担軽減に関する取組み。
- ・ 屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ・ 当院は、看護師や理学療法士、作業療法士、管理栄養士などの、医療従事者を目指す学生の実習受け入れ病院です。未来の医療を担う医療従事者を養成するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○保険外負担（特定療養費）に関する事項（自費料金）

※下記の項目については、健康保険適用外として患者さんに費用の負担をお願いしています。

日常生活上必要な費用					
貸ロッカー使用料	1日	27円	理髪料	1回	2,050円
テレビ貸出料	1日	157円	理髪料(ベッドカット)	1回	2,550円
洗濯機使用料	1回	85円			
文書関連					
障害年金用診断書	1通	11,000円	健康診断文書料	1通	3,300円
後遺障害診断書関連	1通	8,800円	入院証明書 (傷病名・状態等あり)	1通	2,200円
精神障害者手帳用診断書	1通	6,000円			
生命保険診断書	1通	5,500円	入院証明書(傷病名のみ)	1通	1,100円
自賠償診断書・自賠償明細書	1通	5,500円	おむつ証明書	1通	1,100円
死亡診断書	1通	5,500円	就労不能の証明書 (保育園等への提出用)	1通	1,100円
成年後見申立用診断書	1通	5,500円			
自立支援医療用診断書 (精神通院医療)	1通	3,300円	その他文書	1通	550円～ 5,500円
当院所定様式の診断書	1通	3,300円			
その他					
エンゼルケア料	1回	16,500円	自立支援医療申請手数料	1回	600円
エンゼルセット	1回	6,500円	障害者手帳申請手数料	1回	600円
生命保険会社面談料	30分毎	11,000円	医療費領収証明書発行料	1枚	550円
医師面談料(初診相談)	30分毎	5,500円	CD-Rコピー	1枚	550円
医師面談料	1回	3,300円	診察券再発行料	1枚	100円
診療録開示手数料	1回	2,200円	診療録コピー代	1枚	50円
他院受診時付き添い料	1時間毎	2,200円			

○医療DX診療体制加算

当院は、医療DXを通じた質の高い医療提供を目指しております。

- ①オンライン資格確認等のシステムより取得した医療情報等を活用し、診療をしております。
- ②マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ③電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を推進しています。
(今後導入予定)
- ④医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行います。

○医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整備しています。患者さんの薬剤情報又は特定健診情報その他必要な情報を取得・活用し質の高い医療の提供に努めています。診療報酬算定のルールに従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。(1点=10円)

区分	点数	区分	点数
初診(月に1回)	1点	再診(3月に1回)	1点

◎上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いいたします。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みの一環として、「一般名処方」を実施しております。

【一般名処方とは】

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を処方箋に記載するのではなく、薬剤の成分(有効成分)をもとにした処方箋を発行することです。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の医薬品を選択することができ、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

○後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいます。
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えています。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様に十分にご説明いたします。

ご不明点がございましたら、主治医または薬剤師にご相談ください。

○患者相談窓口

当院では、疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、さまざまな相談をお伺いする窓口を設置しています。ご希望の方は、ご遠慮なくお申し出ください。

相談窓口：1階総合受付

相談時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00(祝日と12/29～1/3を除く)

○長期収載品の選定療養について

令和6年10月1日より、患者さんの希望により長期収載品を処方した場合、通常の一部負担金に加えて、選定療養費(特別の料金)として患者さんにご負担いただく仕組みが始まります。

(長期収載品とは後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品のことです。)

【対象となる医薬品】

- ・外来患者さんの院内処方・院外処方(入院は対象外です)
- ・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

【選定療養費（特別の料金）の自己負担額について】

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1 相当

※選定療養費には別途消費税もかかります。

※この制度では、病院の収入が増えるわけではありません。国の財政における医療費負担が減少することにより、社会保障費全体の減少が期待されますので、ご協力をお願いします。

【2026. 4. 1 版】